

令和6年度の調達方針について

財務部調達課

1 基本方針

入札・契約の原則である「公正性・競争性・適正履行」を推進するとともに、国等の動向や地域における社会情勢を見極めながら、引き続き市内企業等の育成にも配慮した発注に取り組む中で、適切な契約制度の運用を図る。

2 令和6年度の方針

(1) 建設工事

発注に際しては、建設業法（令和2年10月施行）により、「著しく短い工期」による請負契約の締結が禁止されたことから、適正な工期を設定するとともに、引き続き、公共工事の品質確保の促進に関する法律（令和元年6月施行）に基づく適切な入札・契約方法の選択、発注・施工時期等の平準化について、計画的な執行を進める。

① 一般競争入札等

現行どおり予定価格1,000万円以上については、原則として制限付一般競争入札によるものとする。なお、参加資格については、下表のとおりとする。

● 建設工事入札参加区分等

(単位：万円)

	130 以下	130 超～ 250 以下	250 超～1,000 未満	1,000 以上
契約方法	随意契約 (見積合せ)		指名競争入札	制限付一般競争入札
指名の 優先順位	全登録業者を対象として、確実な履行と経済性を十分考慮したうえで、次の優先順位により業者を選定してください。 ① 旧市町村内 ② 同一地域内 ③ 旧市町村内の該当ランクの1つ上の等級 ④ 同一地域内の該当ランクの1つ上の等級 ⑤ 隣接地域 ⑥ 市内全域 ⑦ 準市内・市外			① 市内全域 ② 準市内 ③ 市外
指名 定数等	2 者～	3 者～	6 者～	10 者～

※ 地域 ア：中央区・浜名区（都田地区・新都田地区）、イ：浜名区（旧浜北区）、ウ：天竜区、エ：浜名区（細江地区・引佐地区・三ヶ日地区）の4地域とし、建設工事関連業務委託、物品購入等及び業務委託・賃貸借においても適用する。

※ 5千万円以上の案件（総合評価落札方式を除く）については、最低制限価格を設定せず、調査基準価格による低入札価格調査で取り扱うものとする。

※ 30万円以下の建物、設備等の修繕については、1者見積を可能とする。

② 総合評価落札方式

ア 1億円以上の取扱い

原則として設計金額1億円以上、かつ、工事成績採点表の考査項目「工事特性」の評価対象項目に1つ以上該当する工事は、総合評価落札方式の簡易型以上を採用する。ただし、以下の事情がある場合は、特別簡易型等を採用できる。

なお、簡易型の採用・非採用については、必要に応じて事前に技術監理課と協議を行うこと。

(ア) プラント系機械設備の更新工事など、施工実績等の評価により、確実な施工を行う能力を有しているか確認できる工事。

(イ) その他、特別の事情があると認められた工事。

イ 3,000万円以上1億円未満の取扱い

原則として設計金額3,000万円以上1億円未満の工事は、総合評価落札方式特別簡易Ⅰ型による競争入札とする。

ウ 3,000万円未満の取扱い

3,000万円未満の工事は、工事内容等に応じて積極的に総合評価落札方式を採用する。

(ア) 総合評価落札方式を採用する場合は、災害対応を含む地域の社会資本の維持管理や整備の観点から地域性を重視した発注を行うため、原則特別簡易Ⅱ型とする。

(イ) 土木一式及び水道管工事については、原則2,000万円以上3,000万円未満に採用し、1,000万円以上2,000万円未満は、工事内容等に応じて採用する。

(ウ) その他の業種は、工事内容等に応じて採用する。

*3,000万円未満の取扱い

業種	1,000万円以上 2,000万円未満	2,000万円以上 3,000万円未満	3,000万円以上
土木一式	一般競争入札 (※)	総合評価落札方式 (特別簡易Ⅱ型)	総合評価落札方式 (特別簡易Ⅱ型を除く)
水道管	一般競争入札 (※)	総合評価落札方式 (特別簡易Ⅱ型)	総合評価落札方式 (特別簡易Ⅱ型を除く)
その他	一般競争入札 (※)	一般競争入札 (※)	総合評価落札方式 (特別簡易Ⅱ型を除く)

(※) 工事内容等に応じて原則特別簡易Ⅱ型を採用

エ 評価項目の配点等

評価項目		評価配点			
		標準型	簡易型	特別簡易Ⅰ型	特別簡易Ⅱ型
高度な技術提案		配点×課題数 (最大 30.0 点)	—	—	—
簡易な施工計画		—	配点×課題数 (最大 12.0 点)	—	—
企業の 技術力	施工実績	同種：1.0 点/類似：0.5 点（特別簡易Ⅱ型 同種：0.5 点/類似：0.3 点）			
	工事成績	4.0 点/3.0 点/2.0 点/1.0 点/0 点 (特別簡易Ⅱ型 2.0 点/1.5 点/1.0 点/0.5 点/0 点)			
	工事成績（評価点減点）	65 点未満の評定点がある場合…▲2.0 点（特別簡易Ⅱ型 ▲1.0）			
	優良工事表彰	過去 2 年度の表彰実績：1.0 点/過去 1 年度の表彰実績：0.5 点			—
	イメージアップ表彰	過去 2 年度中の表彰実績：0.5 点/前年度参加実績：0.2 点 (下水道工事に適用)			—
	当該年度の受注工 事件数	—	—	—	契約なし：1.0 点 契約 1 件：0.5 点 契約 2 件以上：0 点
品質管理	品質管理・環境マ ネジメントシステ ム・エコアクショ ン 21	—	ISO9001 及び ISO14001 又はエコアクション 21 を取得：0.5 点 いずれかを取得：0.3 点		
配置予 定技 術者 の能 力	主任技術者の資格	—	監理技術者以上：0.5 点		—
	主任（監理）技術 者の施工経験 （主任（監理）技術 者、現場代理人と しての経験）	同種：2.0 点/類似：1.0 点			—
	優秀技術者の配置	過去 2 年度中の表彰実績：1.0 点			—
	主任（監理）技術 者の継続教育の取 組み状況	—	過去 2 年度中、任意の 1 年間において、 推奨単位取得：0.5 点 (土木一式、建築一式、舗装工事に適 用)		—
	主任（監理）技術 者の工事に対する 理解度・取組み姿 勢	1.0 点/0.5 点× 課題数 (最大 3.0 点)	—	—	—

評価項目		評価配点			
		標準型	簡易型	特別簡易Ⅰ型	特別簡易Ⅱ型
企業 の 信 頼 性 ・ 社 会 性	地域内の本店・営業所の所在地	地域要件を付す場合は、特別簡易Ⅰ型を適用		地域要件を付す場合 3.0点又は2.0点/0点 (特別簡易Ⅱ型 2.0点又は1.0点/0点)	
	入札参加停止の状況	入札参加停止：▲1.0点/文書・口頭注意：▲0.5点			
	市内業者施工率	100%：4.0点/80%以上：2.0点 (特別簡易Ⅱ型 100%：2.0点/80%以上：1.0点) ※ 工事内容に応じて設定			
	担い手の育成	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 若手かつ女性の技術者を主任（監理）技術者として配置する場合：1.0点 若手技術者を主任（監理）技術者として配置する場合：0.5点 女性技術者を主任（監理）技術者として配置する場合：0.5点 ※ 上記はいずれも「主任（監理）技術者の施工経験」と重複して加点しない。	
	災害対応	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 災害協定締結：0.5点 下記のいずれかに該当：0.5点 <ul style="list-style-type: none"> ア 災害基本法に基づく指定地方公共機関の有無（ただし、市内に本店がある事業者のみ） イ 自社で応急危険度判定士を1名以上雇用（建築一式工事に適用） ※ ア、イは重複して加点せず、業種に応じて加除する。	
	水道夜間・休日緊急修繕待機当番協力	—	—	地域内当番：0.8点 地域外当番：0.5点 （水道管工事に適用）	
	①障がい者雇用	—	—	法定雇用率以上	
	②浜松市高齢者活躍宣言事業所の認定	—	—	認定事業所	
	③浜松市消防団協力事業所の認定	—	—	表示証を交付された事業所	
	④浜松市ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証	—	—	認証事業所	
⑤健康経営優良法人の認定	—	—	認定法人		

評価項目		評価配点			
		標準型	簡易型	特別簡易Ⅰ型	特別簡易Ⅱ型
企業の信頼性・社会性	⑥浜松市外国人材活躍宣言事業所の認定	—	—	認定事業所	
	⑦浜松市 CSR 活動表彰	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ Star Prize 制度マイスター認定事業所 ・ 過去 2 年度中の優秀賞、特別賞、市民協働奨励賞の受賞事業所 	
	低入札調査対象工事の受注（特別簡易型に限る）	—	—	対象工事件数×▲0.5点(最大▲2.0点)	
最大配点合計		49.0点	29.5点	19.4点	10.9点

※「企業の信頼性・社会性」における評価項目①～⑦（太枠内の 7 項目）の取扱いは、評価項目の取得数により以下の配点とし、0.9 点を最大加点とする。

- ・ 1 項目取得…0.3 点
- ・ 2～3 項目取得…0.6 点
- ・ 4 項目以上取得…0.9 点

※ 最大配点合計は、建築一式工事を例とする。

(2) 建設工事関連業務委託

公共工事の品質確保の促進に関する法律（令和元年6月施行）に基づき、発注に際しては、適切な入札・契約方式を選択するとともに、十分な履行期間の設定、発注・履行時期等の平準化に努め、計画的な執行を進める。

① 一般競争入札

現行どおり予定価格1,000万円以上については、原則として制限付一般競争入札によるものとする。なお、参加資格については、競争性を確保する中で、優先順位を「市内業者」、「準市内業者」、「市外業者」とする。

② 指名競争入札等

指名競争入札及び随意契約（見積合せ）における指名定数は、下表のとおりとする。なお、選定にあたっては市内（地域内）業者（※）を最優先するものとするが、定数に満たない場合には、市内（全域）、準市内、市外業者の順で選定するものとする。

（※）市内（地域内）業者における地域とは、2（1）①「● 建設工事入札参加区分等」欄外注記のとおり。

● 指名定数等

（単位：万円）

	100 以下	100 超～ 300 未満	300 以上～ 1,000 未満	1,000 以上
契約方法	随意契約	指名競争入札		制限付一般競争入札
指名定数等	3 者～	4 者～	6 者～	10 者～

③ 総合評価落札方式等

調査・設計業務の内容が価格競争に適さない専門的な知見や創造性が要求される業務、事業者の提示する技術等によって事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる業務にあつては、プロポーザル方式や総合評価落札方式の採用を検討することができる。

ア 入札方式検討基準

プロポーザル方式	<p>調査・設計業務の内容が専門的な知見や創造性が要求される業務であつて、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる業務である。</p> <p>※ 業務の予定価格を算出するに当たって標準的な歩掛りがなく、その過半に見積を活用する業務等</p>	
総合評価落札方式 (標準型・簡易型)	<p>原則2,000万円以上の案件で、事前に仕様を確定可能ではあるが、事業者の提示する技術等によって、価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずることを期待できる業務である。</p>	<p>【標準型の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格、実績等 ・実施方針・体制 ・評価テーマ
		<p>【簡易型の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格、実績等 ・実施方針

※ 建設工事関連業務委託の総合評価落札方式は当面、試行として位置付ける。

イ 評価項目の配点等

評価項目			評価配点	
			標準型	簡易型
企業評価	経験及び能力	業務実績	同種：1.0点/1件 類似：0.5点/1件 (5件を上限とし、最大5.0点)	
		技術者の雇用状況	構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士：1.0点 構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士：0.5点	
	地域貢献度	浜松市内における業務実績	業務区内：2.0点/業務区外：1.0点	
		応急危険度判定士の雇用状況	市内在住者：0.5点/1人 (最大1.0点)	
		入札参加停止の状況	入札参加停止：▲3.0点/文書・口頭注意：▲1.0点	
技術者評価	配置予定技術者の能力	管理技術者の資格	技術士：2.0点/RCCM：1.0点	
		管理技術者の経験年数	20年以上：2.0点/10年以上20年未満：1.0点	
		管理技術者の業務実績	同種：1.0点/1件 類似：0.5点/1件 (3件を上限とし、最大3.0点)	
		管理技術者の技術力の研鑽に関する取組み	過去2年度中、任意の1年間 推奨単位以上取得：2.0点 推奨単位の半分以上取得：1.0点	
		若手技術者の管理技術者への配置	1.0点	
		照査技術者の経験年数	20年以上：2.0点/10年以上20年未満：1.0点	
実施方針	実施方針・体制の妥当性	業務理解度	業務の理解度、実施手順及び実施体制の妥当性が高い場合に優位に評価 (最大10.0点)	
		実施フロー		
		工程計画		
		実施体制		
		その他		
	評価テーマに関する技術提案	技術提案	提案内容の実現可能性、的確性が高い場合に優位に評価 (最大10.0点)	—
最大配点合計			41.0点	31.0点

総合評価点 = 価格評価点 + 価格以外の評価点

比率は、業務や評価項目の内容により、価格評価点：価格以外の評価点を簡易型では1：1、標準型では1：2とする。

価格評価点 = 価格評価の配点 × $\left\{ 1 - \frac{(\text{入札価格} - \text{評価基準価格}) \text{の絶対値}}{\text{予定価格}} \right\}$

価格以外の評価点は、上記表の配点を合計したものとする。

※ 評価項目及び配点は、業務内容に応じて適宜設定する。

※ 標準型の場合は、評価テーマを設定する。

(3) 建設工事等の入札・契約事務分担

	本庁等・中央区 (調達課発注)	浜名区・天竜区 (区振興課・北行政センター発注)
建設工事	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁（右欄の課等を除く） ・中央区役所 ・消防局、上下水道部（右欄の課を除く）、教育委員会等 <p>上記の工事 右欄の1,000万円以上の工事 総合評価落札方式によるもの(全て)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・浜名、天竜区役所 ・浜名、天竜福祉事業所 ・浜名、天竜健康づくりセンター ・林業振興課（天竜森林事務所分） ・浜名、天竜土木整備事務所 ・北部、天竜上下水道課 <p>上記の1,000万円未満の工事</p>
建設工事 関連業務 委託	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁（右欄の課等を除く） ・中央区役所 ・消防局、上下水道部（右欄の課を除く）、教育委員会等 <p>上記の業務 右欄の1,000万円以上の業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・浜名、天竜区役所 ・浜名、天竜福祉事業所 ・浜名、天竜健康づくりセンター ・林業振興課（天竜森林事務所分） ・北部、天竜上下水道課 <p>上記の1,000万円未満の業務</p>
小額工事	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁（右欄の課等を除く） ・中央区役所 ・消防局、上下水道部（右欄の課を除く）、教育委員会等 	<ul style="list-style-type: none"> ・浜名、天竜区役所 ・浜名、天竜福祉事業所 ・浜名、天竜健康づくりセンター ・天竜清掃事業所 ・林業振興課（天竜森林事務所分） ・北部住宅管理事務所 ・浜名、天竜土木整備事務所 ・北部、天竜上下水道課 ・地区図書館（天竜、春野、佐久間）

(注) 浜名区・天竜区（区振興課・北行政センター発注）の詳細は、別表1、別表2のとおり。

別表 1

	浜名区（北行政センター発注）	浜名区（区振興課発注） （※）北行政センター発注分を除く
建設工事	<ul style="list-style-type: none"> ・北行政センター ・引佐支所 ・三ヶ日支所 ・浜名福祉事業所（出先 G） ・浜名健康づくりセンター（出先 G） ・浜名土木整備事務所（三方原地区を除く旧北区施工分） ・北部上下水道課（三方原地区を除く旧北区施工分） <p>上記の 1,000 万円未満の工事</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・浜名区役所（※） ・浜名福祉事業所（※） ・浜名健康づくりセンター（※） ・浜名土木整備事務所（旧浜北区施工分） ・北部上下水道課（旧浜北区施工分） <p>上記の 1,000 万円未満の工事</p>
建設工事 関連業務 委託	<ul style="list-style-type: none"> ・北行政センター ・引佐支所 ・三ヶ日支所 ・浜名福祉事業所（出先 G） ・浜名健康づくりセンター（出先 G） ・北部上下水道課（三方原地区を除く旧北区施工分） <p>上記の 1,000 万円未満の業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・浜名区役所（※） ・浜名福祉事業所（※） ・浜名健康づくりセンター（※） ・北部上下水道課（旧浜北区施工分） <p>上記の 1,000 万円未満の業務</p>
小額工事	<ul style="list-style-type: none"> ・北行政センター ・引佐支所 ・三ヶ日支所 ・浜名福祉事業所（出先 G） ・浜名健康づくりセンター（出先 G） ・浜名土木整備事務所（三方原地区を除く旧北区施工分） ・北部上下水道課（三方原地区を除く旧北区施工分） 	<ul style="list-style-type: none"> ・浜名区役所（※） ・浜名福祉事業所（※） ・浜名健康づくりセンター（※） ・天竜清掃事業所（浜北清掃センター分） ・北部住宅管理事務所 ・浜名土木整備事務所（旧浜北区施工分） ・北部上下水道課（旧浜北区施工分）

別表 2

	天竜区（区振興課発注）
建設工事	<ul style="list-style-type: none">・天竜区役所・天竜福祉事業所・天竜健康づくりセンター・林業振興課（天竜森林事務所分）・天竜土木整備事務所・天竜上下水道課 <p>上記の 1,000 万円未満の工事</p>
建設工事 関連業務 委託	<ul style="list-style-type: none">・天竜区役所・天竜福祉事業所・天竜健康づくりセンター・林業振興課（天竜森林事務所分）・天竜上下水道課 <p>上記の 1,000 万円未満の業務</p>
小額工事	<ul style="list-style-type: none">・天竜区役所・天竜福祉事業所・天竜健康づくりセンター・天竜清掃事業所（浜北清掃センター分を除く）・林業振興課（天竜森林事務所分）・天竜土木整備事務所・天竜上下水道課・地区図書館（天竜、春野、佐久間）

(4) 物品購入等

① 一般競争入札

現行どおり予定価格 1,000 万円以上については、原則として制限付一般競争入札によるものとする。なお、参加資格については、競争性を確保する中で、優先順位を「市内業者」、「準市内業者」、「市外業者」とする。

② 指名競争入札等

指名競争入札及び随意契約（見積合せ）における指名定数は、下表のとおりとする。なお、選定にあたっては市内（地域内）業者（※）を最優先するものとするが、定数に満たない場合には、市内（全域）、準市内、市外業者の順で選定するものとする。

（※）市内（地域内）業者における地域とは、2（1）①「● 建設工事入札参加区分等」欄外注記のとおり。

③ 電子入札システムによる入札（見積合せ）

現行どおり 30 万円を超える随意契約については、オープンカウンター（公募型）方式により見積参加者を募る方法で実施し、これらを電子入札システムによる入札（見積合せ）とする。

● 指名定数等

（単位：万円）

区分	～30 以下	30 超～ 160 以下	160 超～ 250 以下	250 超～ 500 未満	500 以上～ 1,000 未満	1,000 以上
物品等	随意契約		指名競争入札			制限付一般競争入札
	1 者	オープンカウンター 又は 3 者～	5 者～		6 者～	7 者～
印刷請負	随意契約			指名競争入札		制限付一般競争入札
	1 者	オープンカウンター又は 3 者～		5 者～	6 者～	7 者～

(5) 業務委託・賃貸借

① 一般競争入札

現行どおり予定価格 1,000 万円以上については、原則として制限付一般競争入札によるものとする。なお、参加資格については、競争性を確保する中で、優先順位を「市内業者」、「準市内業者」、「市外業者」とする。

② 指名競争入札等

指名競争入札及び随意契約（見積合せ）における指名定数は、下表のとおりとする。なお、選定にあたっては市内（地域内）業者（※）を最優先するものとするが、定数に満たない場合には、市内（全域）、準市内、市外業者の順で選定するものとする。

（※）市内（地域内）業者における地域とは、2（1）①「● 建設工事入札参加区分等」欄外注記のとおり。

● 指名定数等

（単位：万円）

区分	～30 以下	～80 以下	～100 以下	100 超～ 200 未満	200 以上～ 500 未満	500 以上～ 1,000 未満	1,000 以上
業務委託	随意契約			指名競争入札			制限付一般競争入札
	2 者～	3 者～		4 者～	5 者～	6 者～	7 者～
賃貸借	随意契約		指名競争入札				制限付一般競争入札
	2 者～	3 者～	4 者～		5 者～	6 者～	7 者～

(6) 中小企業への受注機会の確保について

浜松市を支える市内業者の多くは中小企業であることから、「令和 2 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」及び、浜松市中小企業振興基本条例第 15 条における「工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大に努めるものとする。」を念頭に、指名競争入札等の指名においては、市内業者優先を徹底すること。

(7) 官公需適格組合の受注機会の増大について

「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に基づき、市内業者とともに、官公需適格組合の受注機会の増大にも努めるものとする。

官公需適格組合は、所在地が市内の場合は市内（地域内）業者として、所在地が市外の場合は市内業者と同等に、それぞれ優先するものとする。

【入札参加資格登録を行っている官公需適格組合一覧】

相手方番号	組合名	住所	建設 工事	建設工事 関連業務 委託	物品 購入	業務 委託
1000001931	浜北造園事業協同組合	浜名区宮口 4488	○	—	—	○
1000001955	浜松造園事業協同組合	中央区大山町 339	○	—	○	○
1000001956	浜松豊商工業協同組合	中央区安新町 219	○	—	○	—
1000002635	浜名湖地区豊商工業協 同組合	浜名区三ヶ日町三ヶ 日 785-1	○	—	—	—
1000003838	静岡県広告美術業協同 組合	静岡市駿河区八幡 二丁目 3-4	—	—	○	○
1000003841	静岡県消防設備保守点 検業協同組合	静岡市駿河区南町 5-3	—	—	—	○
1000004704	浜松上下水道協同組合	中央区茄子町 3-2	—	—	—	○

※ 協同組合と、当該協同組合に所属する組合員が、同一の入札に参加することはできません。